

R7「釜利谷中学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策の学校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

【いじめ防止等に向けての基本理念】

- いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- 特定の子どもの立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現に努める。

【釜利谷中学校いじめ防止基本方針策定の目的】

いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり、到底許されるものではないという姿勢のもと、すべての教職員と生徒と保護者・地域が一丸となって、いじめ防止への取組を組織的・計画的・継続的に行うための拠り所として策定する。

2 釜利谷中学校いじめ防止対策の組織

【組織】

- いじめ防止対策委員会

【運営】

- 月1回以上、定期的開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- 学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- 校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。
- 委員：校長 副校長 生徒指導専任 生徒指導部 養護教諭 SC SSW

【活動内容】

①未然防止・早期発見

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- 「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

②事案対処

- いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有をする。

- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報を行う。

③取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクル)をする。

3 学校教育全体と連動したいじめ防止等の取組の年間計画

月	取組	種別	具体的内容
4月	職員生徒指導研修	研修	いじめ防止基本方針の共通理解
	教育相談	面談	学級担任と全生徒が面談
	記名式「安心して生活するためのアンケート」	調査	情報収集
5月	体育大会	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	YP アセスメント	調査分析	YP アセスメントシートの作成と活用
6月	修学旅行・校外学習	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	学校運営協議会	報告	現状報告 意見聴取
	学地地連総会	報告	現状報告 意見聴取
7月	SOS の出し方講座	啓発	相談しやすい風土を醸成する
	三者面談	面談	学級担任と生徒・保護者が面談
	人権作文	啓発	全校で取組
8/9月	教育相談	面談	学級担任と全生徒が面談
	横浜子ども会議	啓発	中学校ブロックでの会議や実践による啓発活動
10月	文歌祭	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	YP アセスメント	調査分析	YP アセスメントシートの作成と活用
11月	人権学習	啓発	人権・生命をテーマにした講演または授業
	学校運営協議会	報告	現状報告 意見聴取
	無記名式「安心して生活するためのアンケート」	調査	情報収集
12月	いじめ解決一斉 キャンペーン	調査 啓発	情報収集 掲示物やのぼり等による啓発活動
	三者面談	面談	学級担任と生徒・保護者が面談
	教育相談	面談	学級担任と生徒・保護者が面談
2月	入学前啓発 (SNS の使い方)	啓発	警察署と連携した新入生保護者説明会での説明
	学校運営協議会	報告	現状報告 意見聴取
3月	総括	計画	今年度の取組と来年度に向けて

4 基本的な対応方針

①いじめの未然防止・早期発見

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 日頃より生徒との関わりを密にし、情報収集を徹底する。
- 児童生徒、保護者、教職員のいじめに係る相談体制を整備する。

取組例

- ・横浜こども会議の取組等による、生徒の主体的な取組への支援
- ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施
- ・地域と協働した見守り活動や情報の共有

②いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念・疑いや訴えがあった場合は、直ちにいじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応につなげる。
- いじめを受けた生徒及びその保護者が孤立感を抱えないように、迅速かつ継続的な支援を行う。
- いじめを行った生徒への指導・支援及びその保護者への助言等を行う。
- 集団への働きかけを行い、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる風土を醸成する。

取組例

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に寄り添った支援
- ・いじめが解消に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談又は通報
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、安心できる集団づくりのための指導

③いじめの解消・・・いじめの解消は少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要とする。

- いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

④特に配慮が必要な児童生徒・・・次にあげる児童生徒を含めて、特に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援、保護者の連携と周囲の生徒への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外にルーツをもつ生徒
- いわゆる LGBTQ に係る生徒
- 災害に被災した生徒
- 感染症や放射能被害に係る生徒

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

- 学校主体調査は校内で重大事態の調査組織を設置する。その際、専門的知識を有する第三者を加えて調査を行う。
- 学校主体調査概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する

6 生徒の役割 ※生徒が主体的・協働的に考え、まとめたアイデアの例

★集団の風土づくりについて

- ・安心できる環境を作り、安心できる社会の実現に努める。
- ・自他の多様性を尊重し合うことで、いじめが起きない集団づくりを心がける。
- ・誰とでも協力できる雰囲気をつくる。
- ・お互いに相談し合える関係づくりをする。

★一人ひとりの心がけについて

- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識をもつ
- ・見て見ぬふりをせずにいじめと向き合い、いじめを許さない・逃さない意識をもつ。
- ・日常の出来事を軽視しないで、人の気持ちを考えた言動をする。
- ・普段から言葉遣いや行動に責任をもつ。
- ・周囲に目を配り、人への気遣いを大切にする
- ・困っている人に気づいたら、自分だけで解決しようとせずに、大人に相談にする。

★その他の取組について

- ・いじめ防止ポスターなどを作成する

7 保護者・地域の役割

- ①学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- ②どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。
- ④学校や関係機関と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

8 地域の役割

- ①地域は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- ②地域は、児童生徒に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- ③児童生徒の健全育成に関わる地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

9 いじめ防止基本方針の点検・見直し

- 年1回以上の点検と必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。